

判例研究

善意取得の要件である「悪意・重過失」について、

それが認定されたケース

河原文敬

一 事実関係と判旨

①東京地判平成二一年五月二八日（判例タイムズ一〇一七号二一九頁）
事実関係

被告（東証一部上場の企業、日本精工）振出しの約束手形（金額一〇〇万円）が訴外会社（パイロセーフティデバイス株式会社）から盗まれ、第一裏書欄に同社名が偽造され、その後第二・第三裏書がなされ原告が手形を取得した。第二・第三の裏書人はいずれも商業登記がなく経営の実体が無い会社である。

判旨

次のような理由で、「重過失」を認定。

- ・原告は仲介者を介して割引を依頼されたが、割引の相手方すら知らず相手方の手形取得の経緯すら調査しなかった。
 - ・上場企業が振出した高額の手形が、割引目的で個人に持込まれることは通常は考えられない。
 - ・割引手数料五〇万円は割引実行日から手形満期日までの期間一二日間を考慮すると、年利一二〇%であり異常に高額である。
- こうした事を考慮すれば、割引の相手方の手形所持に疑念を持ち、相手方の素性、職業、手形を取得するに至った経緯を調査し裏書人や振出人、支払担当銀行に照会を行う等の調査義務を原告は果たすべきである。これを怠ったのであるから、重過失は免れ得ない。

②東京地判平成一一年五月二七日(判例タイムズ一〇一七号二一九頁)

事実関係

被告(ダイリン株式会社他二名)振出しの約束手形(事件で対象となっている「本件手形」は六通)が、ファルケン関東(補助参加人)の事務所から他の約束手形四三四通と共に盗まれた。「本件手形」は、第一裏書が偽造され、第二裏書人として「一ツ橋物産株式会社中村舜次郎」「一ツ橋物産株式会社代表取締役中村舜次郎」と記名された。同様の裏書人の手形は八八通あり額面の合計は約八〇〇〇万円になる。

一ツ橋物産は商業登記がない。また手形上の住所に中村は住んだ形跡は無い。

原告は精肉業を営み年商五〇〇万円程度、妻は精肉業の傍ら貸金業を営んでいた。原告は横山に対し融資をしていた。芹沢は横山の原告に対する債務の一部を肩代わりし、中村を同行し本件手形を原告に交付した。この際に、中村は連絡先等を知らせず、手形の入手先は明らかにせず原告も説明を求めなかった。また原告は手形の振出人、支払担当銀行に照会はしなかった。

判旨

本件手形の権利移転について、芹沢が中村から取得し原告に譲渡したのか、中村が直接に原告に交付したのか曖昧であるが、営業の実体の

ない会社、資力の乏しい個人が額面合計一〇〇万円を超える手形を所持する事に疑念を持ち、手形取得の経緯等を確認するなど調査義務を果たすべきである。また、中村と芹沢の関係について原告は全く知らない状況であった。従って、原告は手形の譲受る際に、譲渡人の手形所持について振出人や支払銀行に照会する等の調査を行う義務がある。本件はこれを怠った点で重過失がある。

二 分 析

一 手形を善意取得する要件の一つである手形所持人の「善意、無重過失」の判断は、事実認定の問題であり、この点について解釈上理論的な対立があるわけではない。従って、手形債務者が手形所持人の請求を拒むには、どのような事実が「悪意」、「重過失」と認定されるのか、この点がポイントとなる。

手形の善意取得制度は、動産の善意取得制度（民一九二条）と主観的要件に差異はあるとはいえ、それと類似の第三者保護の制度である。手形の流通の保護に資する制度である。従って、正常な取引がなされた場合には何ら問題は生じないが、盗難等の瑕疵のある取引がなされた場合は、この制度によって保護が与えられるのは公正ではない。流通を理論上は予定している手形では、とりわけ「重過失」の立証は容易ではないため、結果的に、善意の第三者が作られ易くなる。そこで重要となるのは、手形取引の実態に着目して「重過失」を認定する事である。この点については手形取引の実態に即して善意取得制度を再検討する先行的研究業績がある¹⁾ので、本評釈は屋上屋を重ねるに過ぎないが私見を述べることにする。

二 前記の二つの事案に共通するのは、盗難手形^②であること、振出人が優良企業あるいは上場企業であり通例は銀行による手形割引に回される手形であり、従って第三・第四裏書がなされないのが取引実務の通常あること、さらに裏書人に経営実体の無い会社が介在していること、所持人が当該手形を取得する際に譲渡人の素性や手形所持に至る経路を確認していないこと、が挙げられる。これらの点に着目してコメントする。

手形割引が手形流通の主流を占める現状からすれば、通例、割引が拒否されない優良企業の手形が回り手形として流通し、三・四の裏書が存在することは不自然であるし、加えて経営実体のない会社に譲渡されることはありえない。それ故に「善意の第三者」を故意に作り出したものと考えるのが自然であろう。①、②の事例とも、そのことが当てはまる。

次に、原告による手形金の請求の原因は、手形の振出し（本件では所謂、交付欠缺は問題とならないので「振出」の有無は争われていない）、裏書の連続する手形の所持、支払呈示である。これらは手形自体によって容易に認定できる。これに対して被告（約束手形では振出人）は、盗難の事実と盗難後の取得者の悪意・重過失の立証を行うことで、手形金の請求を拒む事ができる。盗難の事実と盗難後の取得者の悪意・重過失の立証を行うことで、手形られる。手形の善意取得を廻っては理論的には、無権利者からの取得のみの保護に留めるのか、それとも無権代理人による譲渡のように無権限者からの取得、譲渡方法の瑕疵の場合も保護の対象にするかといった争いがあるが、実務的にはこの「悪意・重過失」の立証の方が重要である。

とりわけ本件で問題となっている「重過失」の認定に関し先例的判断^③によれば、譲受人から見て手形の譲渡人が手形を所持するに疑念を生じさせる事情がある場合には、譲受人には調査義務がありこれを怠った場合には重過失が認定さ

れる。

そして、この疑念を懐かせる要因として、(イ)譲受人にとつて譲渡人がこれまで面識のない者、(ロ)譲渡人の手形入手の経過が不自然であること、(ハ)譲渡人が無資力を譲受人が知っていること、(ニ)手形金額が比較的高額であること、(ホ)手形の記載（振出人、裏書人の名義・署名を含めて）が改竄されていること、が挙げられる。その上で、そうした疑念が生じた場合に、譲受人が取るべき対応としては、(ウ)譲渡人の身元の調査、(ト)譲渡人の手形の入手先を調査すること、(チ)振出人、裏書人、支払担当銀行への照会、が挙げられる。また、譲受人が手形割引等を営む金融業者である点も、「重過失」の認定を左右する要因となる。¹³⁾

三 以上のことを前提にして本件の事案を検討する。振出人・受取人とも優良・堅実な企業であり、彼らの手形は割引されるのが通常で回り手形として流通することは異例である。また、裏書人が二・三人も記載され、加えてその中に経営実体のない会社（商業登記の調査、所在地として記載された住所を現地調査、場合によっては電話をかけて取引の実体を確認する等の調査によつて経営実体を確認することが可能）が含まれているなら、手形の流通について疑念を持つべきであろう。さらに、通例、取引が想定されない者の間で裏書交付がされている場合には、やはり流通について疑念を持つべきであろう。受取人が優良・堅実な企業であるなら、取引関係とは無関係な個人、実体のない会社や所謂街金業者に手形を譲渡することはあり得ない。こうした点から、本件の場合、譲渡人の手形所持について疑念を持つべき事情はあるといえる（調査義務の発生の根拠）。

次に、疑念が生じた際に調査義務を尽くしたか否かであるが、手形取得に際して、譲渡人の素性や住所等を確認せず

また手形を所持するに至った経緯も確認していない。前述のような不自然な裏書があれば、振出人や支払担当の金融機関に照会し盗難手形に該当するかどうかを確認する必要がある。いずれのケースでも原告はそうした調査義務は果たしていないので「重過失」に該当するのである。ここで指摘された点は、前記(二)で指摘した要因の(ハ)、(ト)、(チ)に該当する。

統一手形用紙制度、手形交換制度と不渡りによる銀行取引停止制度に代表されるように手形取引は通常、銀行を背景としてその枠内で行われている。従って、手形の受取人は銀行に割引あるいは取立てを依頼するのが通例である。これが手形取引の実体であり、手形を使う者の常識となつていっているとよい。手形は、転々流通する証券でありこの高度に流通する性質を保護すべであるとする前提に立つて論理を組み立てるのは適切ではない、との指摘がなされている。^⑤ こうした指摘も考慮すれば、今回の判決は、手形取引の実態を踏まえた当然の結論といえる。近時、本判決と同旨の判決が下されるのはこうした文脈を踏まえている。また、こうした手形取引の実態を踏まえれば、取得者が金融業者や手形割引を業とする者の場合に、彼らに要求される調査義務の度合は一般人より高いものになるであろう。^⑥

四 手形の流通の実態から見れば、通常、手形は金融機関で扱われて(手形割引が典型)、金融機関同士で手形のやり取りは行われるとしても、一般的に転々流通することは多くない。手形は、貨幣と同様、それ自体単独で流通するであろうが(荷為替手形は別として)、あくまで取引の決済手段として流通するに過ぎない。通常、取引が行われ得ないと思われる場合(例えば、私が直接製鉄会社と取引をすることはあり得ないから、私とその会社の手形を所持することはあり得ない)には、所持人の手形取得の経緯について確認する必要がある。

国際通貨としてのドルが信用ある通貨として流通するといつても、それは主に銀行間の決済について妥当することであつて、我々が国内で行う二〇万円、三〇万円の買物にドルが使用されることは極めて稀である。ドルが日常の取引の場で使われたなら、店員は買い物客の身分を確認する等の対応を採るであろう。通貨は当然であるが流通性を持つている。ただ、流通といつてもその範囲が、取引圏が実務上確定されているであろう。そこから外れて使われる場合には、何らかのチェックがされるであろう。

同様に、いわゆる優良手形（銘柄手形）が使われる一定の取引圏が経験上確定できるであろう。その取引圏から外れて、そうした手形が流通することは法的には承認されるが、取引の実態としては稀なケースである。そうであるなら、そうした優良手形の取得については盗難・事故手形に該当しないか否かの確認が必要である。手形取引を日常的に行う者であるなら、一層そのことが当てはまる。⁸⁾

手形の流通が一般的に承認されていることとその実際の使われ方とは局面を異にする。逆説的に言えば、流通性が一般的に承認されているが故に、不正な使用の可能性も高くなる。従つてその取得に際して十分な確認、チェックが必要とされる。現在、多くの人がクレジットカードを利用できる状況となっている。そうであれば一層、その不正な利用と疑われるような場面では、厳しいチェックが必要となり、現実にもそうしたチェックがされている。手形取引の回数（取引金額ではない）はクレジットカードでの取引に比べれば少ないであろうから、疑念を持たれる流通経路をチェックしたとしても、手形の流通の障害となるとはいえないであろう。むしろ善意取得の悪用を防止することの方が重要であり、手形取引の信用を守る結果になるであろう。本判決は手形流通の実態に即して、「重過失」を判断し、善意取得制度の悪用に歯止めをかけていると評価できる。

(1) 関俊彦『金融手形小切手法』(商事法務研究会 一九九六年、特に三四七頁以下)

同「手形法における第三者保護の点検」法学五四卷六号

同「金融信用による手形侵食と手形法学の五〇年」法学教室一七九号二四頁

豊田建夫「最近の東京地裁手形訴訟事件について」金融法務事情一六一三号六頁

浅香紀久雄「最近の手形盗難事件について」銀行法務21 五七六号二六頁

庄子良男「盗難に係る上場企業振出手形の善意取得が否定された事例」ジュリスト一二二八号二八〇頁

笹本幸祐「手形法十六条二項の悪意・重過失の認定」法学セミナー二〇〇二年二月号

重過失の有無についての判例分析については、伊沢和平「手形の善意取得と重大な過失」手形小切手判例百選(第五版)(別冊ジュリスト一四四号)、盗難手形についての判例分析として、岩原紳作「盗難手形取得の際の悪意・重過失」ジュリスト八一一号九〇頁。

(2) 盗難手形に関する一般的な文献として、秋葉功『手形窃盗団 ピッキング』(日本評論社 二〇〇二年)

近時、組織的な会社の事務所荒しが報道される。そこで盗まれた手形が流通する場合がある。本件もそうした事件である。一方、盗難手形を被害者に買取らせる(買戻させる)こともある。そして買戻しを斡旋する仲介グループも存在する。盗難手形の所謂「闇処分ルート」である。こうした斡旋役を担う弁護士もいるようである。二〇〇三年三月五日付読売新聞夕刊(東京版 参照)。

盗難手形は、いわば表のルートで善意の第三者を作り出して真当な手形として現金化するか、こうした「闇処分ルート」で換金するかである。いずれにせよ街金や素性を隠した仲介者や譲渡人が介在する。金融機関による手形割引等の通常の取引圏から逸脱した所で流通している点を強調しておきたい。

(3) 最判昭五二・六・二〇判例時報八七三号九七頁、評釈として伊沢前掲註(1)論文。

(4) 西村則夫「手形・小切手の善意取得」同編『現代裁判法体系一八 手形・小切手』(新日本法規 一九九八年)一六八頁参照

(5) 関・前掲註(1)書 三五二―三頁、森本滋「手形法小切手法の理論と実務第一回(手形法小切手法の理論と実務)連載に当って」法学教室一八一号八九頁参照。

(6) 東京地判平一・六・三〇 判例タイムズ二〇一五号三三八頁、判例研究として庄子前掲註(1)論文。

事実関係の概略は、東証一部上場の企業が発行した手形(二通、合計金額約一四七〇万円)が盗難に遭い、第一裏書が偽造されその後第二、第三、第四裏書と続いた。この中には営業実態のない会社や個人がいた。原告は、手形の譲渡を受ける際に、譲渡人から手形の入手経緯を確認せず、振出人や支払担当銀行に照会を行っていない。

判旨は次のとおりである。

・上場企業振出しの手形は受取人から直接金融機関に割引あるいは取立てに出されるのが通常であり、銀行以外の町の金融業者に割引かれたり、二・三以上の会社や個人を被裏書人として転々流通するのは稀であることは公知の事実である。特に、そのことは東証一部上場企業振出しの手形には一層当てはまる。

・上場企業振出しの手形について、振出人や受取人の取引先と一見して認め難い裏書人が二・三以上記載されている場合、裏書記載自体から流通経路の不自然さが疑われるべきであり、割引依頼人に手形入手経路の説明を求めるときには振出人や支払銀行等に正常な手形であるか否かを照会する等の調査を行うべきである。こうした調査を怠った場合は、割引に当り仮に善意であっても「重過失」があり善意取得は否定される。

同種の判決として以下のようなものがある。

東京地判平一・八・二六 判例時報一七〇八号二六二頁（本件手形は額面約二六万円であるが、他の手形八八通と共に盗難にあった〔合計の額面額は約一億九千万円〕。殆んど全ての手形が優良企業が振出したものである。原告は、個人から手形割引によって手形を受取った。判決は、一個人が優良企業振出しの約二億円に近い手形を所持していることが異常であること、銀行において低利で割引を受けることができる手形を、額面の五分の一で割引きの依頼を受けることは異例である点、手形を割引く際に当該手形の取得経路についての譲渡人の説明が曖昧であったこと等を指摘し、盗難・事故手形であるとの疑念を持ち、そして振出人、受取人、支払担当銀行に照会する等の調査義務があったとし、それを怠ったので「重過失」を認定した。）

大阪地判平一・二・二五 判例タイムズ一〇五〇号二三五頁（原告は、甲から手形を取得した。この手形は上場企業である被告が振出したが、受取人の事務所から盗まれた手形である。甲は、乙からこの手形を取得したが、上場企業振出しの手形が転々流通することは異例であり、かつ事業がうまく行っていない乙がこうした手形を所持することに疑念を懐き振出人や支払担当銀行に照会すべきであるのに、こうした調査はしていないので、甲について善意取得は認められなかった。その上で、原告は甲の手形所持について疑念を懐き、振出人や支払担当銀行に照会すべき調査義務を果たしていないから、「重過失」によって手形を取得したものと、判断された。）

大阪地判平一・二・二九 判例タイムズ一〇五〇号二三九頁 判例時報一七三九号二一九頁（本件で問題となった手形一九通〔額面総額約二二九〇万円〕は、上場企業あるいは優良企業振出しの手形である。原告は金融業者（商業手形の割引、金銭の貸付を業とする）の取締役である。この金融業者は訴外の甲から手形の割引依頼を受け、手形を取得した。本件手形は三ヶ所で盗難に遭い、その何れの手形も甲が取得した。判決はまず、甲の善意取得を検討する。場所を異にする三ヶ所で盗まれた手形を、通常の取引で同一人が取得することは不自然である。また優良企業の手形は通例、金融機関で割引かれるのであり、転々譲渡されたり、金融機関以外で高利で割引かれるのは異例である。従って、甲は正常な取引で手形を取得したとはいえず、「悪意」で取得したと推定される、と判断した。その上で、金融業者であり

手形割引の審査部門を設けている原告側は、一見の客（電話帳を見て割引依頼に来た）が多数の優良銘柄手形の割引を申し込んだり、そうした客の信用調査を行いました手形の振出人に振出しの確認、裏書人に照会を行う等の調査を行うべきであるが、そうしたことは一切行っていない。したがって、手形取得に当り「重過失」がある、と判決した。）

東京高判平一・二・八・一七 金融・商事判例一〇九号五一頁（盗難手形の所持人〔街の金融業者〕が、本件手形を割引いたと主張したが、割引金交付の領収書はなく、支払いについて帳簿の記載はなかった。判決は、経済的出捐の事実を証明できない場合は手形法の趣旨から、手形所持人は善意取得によって保護される資格を欠く者である、と判断した。本判決は手一六条の「重過失」を直接認定した事案ではないが、有効な取引行為によって手形を取得したケースではないとして善意取得を認定しなかった。有効な取引行為が善意取得の前提になるかどうかは問題になるが、割引の事実を証明できない場合は手形の取得について瑕疵があった旨の判断は正当である。）

東京高判平一・三・四・二三 金融・商事判例一一一七号二二頁（破綻状態にある会社が、多額の借入金の担保として上場企業発行の金融業者に譲渡した。通常はこうした上場企業の発行した手形が街の金融業者を持ち込まれることはないから、盗難手形である事の疑念を持ち、振出人、支払担当銀行に電話で照会する等の調査をすべきである。これを怠ったのであるから「重過失」が認定される、と判断された。）

(7) この点についての私見は、通説とは異なる。通説については、平出慶道・神埼克郎・村重慶一編『手形・小切手法（注解法律学全集二五）』（青林書院 一九九七年）二六八頁（林靖執筆）参照。

(8) 手形取引ではないが、近時、われわれが銀行の窓口で預金を引き出す際にたいい身分証明書の提示が求められる。このように金融機関での取引では、相手方の身元確認は日常化している。手形取引でも、同程度のそれ以上の身元確認が要求されるのは当然である。

（本学法学部教授）